

利用の手続き

サービス利用までの流れ

障害者(児)の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、次の項目について把握し、その上で支給決定を行います。

- 必要とされる支援の度合(障害支援区分※)
- 社会活動や介護者、居住等の状況
- サービスの利用意向
- 訓練・就労に関する評価

※障害支援区分とは

障害支援区分は、障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分(非該当、区分1~6:区分6の方が必要度が高い)

従来の障害程度区分に替わって、平成26年4月から導入されました。

障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、移動や動作、身の回りの世話や日常生活、意思疎通、行動障害、特別な医療などに関する80項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。

※障害児通所・入所支援の手続き

- ・ 障害児通所支援の利用の場合、アセスメント、一次判定及び二次判定は、行われません。必要に応じて、児童相談所等の意見を聴くことがあります。
- ・ 障害児入所支援の利用の手続きについては、京都府の各児童相談所にお問い合わせください。

